

平成 18 年 8 月 31 日

法務省民事局参事官室 御中

全 国 銀 行 協 会

「電子登録債権法制に関する中間試案」に対する意見について

ご照会のありました標記事項について、別添のとおり、全国銀行協会としての意見を取りまとめましたので、ご回答申し上げます。

以 上

〔本件照会先：全国銀行協会業務部 阿部、小倉、大野、石川 03-5252-4310、4714〕

平成 18 年 8 月 31 日

「電子登録債権法制に関する中間試案」に対する意見

全国銀行協会

はじめに

平成 15 年 7 月の e-Japan 戦略以降、ビジネス面、金融面、私法面からの多角的な検討が進められてきた「電子債権」は、今回取りまとめられた「電子登録債権法制に関する中間試案」(以下、「中間試案」という)において、具体的な法的枠組みが示され、利用ニーズを法制と付き合わせながら、現実的なビジネスモデルとしての電子債権を詰めていく段階に至っている。

電子登録債権制度創設の目的は、事業者が多様かつ容易な資金調達の手段を確保するために、金銭債権の譲渡について、既存の金銭債権譲渡の主な方法である手形や指名債権譲渡について指摘されている課題を克服し、取引の安全を確保しつつ、その流動性を高めること、にある。このような目的に沿って手形とも指名債権とも異なる新たな制度として創設される電子登録債権制度は、銀行のみならず広く金融実務に大きな影響を及ぼすものと認識しており、制度創設の趣旨には銀行界として賛同するとともに、これまでも関心をもって検討を進めてきたところである。

銀行界においては電子登録債権活用の具体的なスキームとして、手形代替手段・債権流動化、一括決済方式、ローン債権譲渡等が想定されている。

手形代替手段としての活用は、最も身近なスキームと考えられているが、近年、手形・小切手の交換枚数は減少傾向にあり、その理由としては、手形の運搬・保管コストの削減や紛失・盗難といった物理的リスクの回避、振出企業のコスト削減努力の一環としての印紙税負担の削減、振込をはじめとする電子的な資金移動の普及、一括決済システムへの移行、等が挙げられる。他方で、平成 17 年中に全国の手形交換所が交換した手形・小切手の枚数は 1 億 4,650 万枚、529 兆円に上っており、依然、我が国の決済手段として重要な役割を果たしているのも事実である。このような手形利用の実態を考えると、手形の持つ物理的なデメリットを回避するため電子登録債権が手形代替手段として活用された場合のインパクトは、非常に大きなものとなる可能性がある。

手形レス化を望む債務者側のニーズを踏まえて、支払手形に代わる決済手段として始まった一括決済方式は、継続的取引関係にある取引先間の決済に利用されているが、一括決済方式は契約の締結に係るコストが利用者にとって負担

となっており、そのことが、未だに手形が多く利用されている要因であるとの指摘がある。コスト削減のために紙の手形をなくしたいという債務者側のニーズ、債権流動化により新たな資金調達手段を確保したいという債権者側のニーズ、さらには、紙媒体の手形に伴う物理的リスクの回避、指名債権譲渡に伴う債権不存在リスクや二重譲渡リスクの軽減、という双方のニーズを満たすことができる新制度として、電子登録債権を一括決済方式に取り込んで利用するというスキームも、ビジネスモデルとして取り上げられており、電子登録債権への期待は大きい。

ローン債権譲渡については、現在、主にローン債務者のリスクの分散や、金融機関のポートフォリオ調整の手段として行われおり、具体的には、シンジケート・ローンが挙げられる。日本のシンジケート・ローン市場における組成額は、1997年度の4,000億円から2005年度には26兆円へと急速に拡大しているだけでなく、貸出債権市場も広がりを見せつつあり、投資家層も厚みを増してきている。シンジケート・ローンの利用は、リスク管理の一層の高度化が求められる金融機関にとっては、円滑な与信ポートフォリオコントロールが期待でき、借入人にとっては、調達手段の多様化、条件交渉等コストの削減、適正金利等の実現、自由な条件・返済スケジュールの設定の実現、調達余力の拡大、信用力アップ、等多くのメリットを享受できることから、企業が債務圧縮の方向にある中でも、今後さらに広がりを見せることが予想されている。その一方で、債権譲渡手続きの煩雑さ、対抗要件の具備の不安定さが課題として挙げられており、電子登録債権を活用することによって、それらの課題を克服し、債権流動化市場の活性化につながるのではないかと期待されている。

以上のような、銀行実務を取り込んで、企業の資金調達ニーズや簡便・低コストな決済手段の提供、電子商取引への対応など、電子登録債権に係る幅広いビジネスモデルが検討されている。

さらに、今回の制度創設は、中小企業の資金調達に資する金融手段を新たに創設するとの重要な目的を担っていると考えている。銀行界では、これに対応して、上述のビジネスモデルを想定することに加えて、手形や売掛債権の債権者としてこれを資金調達に利用したいと考える中小企業のニーズに対応するため、債権者が主導して電子登録債権を発生させるビジネスモデルについても提言が行われてきた。一方で、現行制度下における債権流動化の状況を省みた場合、譲渡禁止特約の存在や事務コストを理由に、債務者側で流動化に躊躇することが多いことも踏まえると、債務者の電子登録債権利用についてのインセンティブを上げていくことは、中小企業の資金調達円滑化をはかる前提として重要であるとの指摘もあり、本意見書においても両サイドのバランスに配慮しながら個別論点についての意見を述べているところである。

中間試案に対する全銀協意見の基本的な姿勢

全国銀行協会では、以上のような認識のもと、中間試案中、特に強い関心事項について検討を行い、意見書として取りまとめた。

ここでの基本的な姿勢は、電子登録債権を、指名債権・手形債権等既存の債権と異なる類型の新しい債権として、より幅広いビジネスニーズに対応可能な柔軟な制度とすることと同時に、利用者の安全性が十分に確保された信頼性のある制度とすることによって、「はじめに」において述べたようなニーズを満たす新しい金融取引の創設を促すことである。

管理機関となろうとする者の立場からは、創意工夫によって様々なニーズに対応するビジネスモデルを構築することが可能な柔軟な制度であることが何より重要である。過度に規制の多い硬直的な制度であっては、ニーズに応じたサービスの設計が難しく、その結果管理機関のなり手が現れないようなことになりかねず、それでは多様な金融手法による金融の円滑化という、本制度創設の趣旨に反することになる。法によって制度の安定性を確保することも重要ではあるが、基本的には管理機関が定める業務規程等を通じて、管理機関と利用者の当事者自治によって市場の発展を促すことが望ましい。特に、現行の手形取引やローン取引などに比して、取引ルールとして過重な規制を課すことには、慎重な検討が必要である。

また、管理機関が提供するシステムにおいては、いかにして低インシャルコスト、低ランニングコストとして利用者が負担するコストを抑えるかが重要である。ここでも、過度な規制を課すことによって、利用者が受ける便益に比して過重なシステムを構築したり、ビジネスとして過大なリスクを負うことを管理機関に義務付けるとすると、管理機関ビジネスは参入する魅力のない市場となりかねない。利用者にとっても、既存の実務との比較のうえで電子登録債権の利用を判断することとなるため、過大なコストを負担してまで利用するニーズはないものと考えられる。このように、まずは管理機関のなり手と利用者が現れることを重視し、柔軟な制度を設計することが不可欠である。

加えて、電子登録債権制度が信頼性の高い、安定的な制度として認知されるためには、利用者保護を含め、制度の安全性をいかに確保していくかは、重要な検討の視点である。例えば、電子登録債権と決済のあり方をどのように考えるかは、本制度の信頼性確保の柱となる論点と考えるが、この問題については、銀行等が担っている為替業務、決済システムとの関係で、慎重な検討が必要と考えており、管理機関のあり方も含め、利用者が不測の損害を被ることのないよう、現行の諸制度、諸規制とのイコール・フットィングに配慮した検討を強

く要望する。こうした決済に係る問題や利用者保護に係る取引ルールについては、金融審議会での多くの点が検討されることとされており、今後の検討にあたって、十分かつ慎重な議論がされることを期待したい。また、本制度は、前述のとおり、中小企業の資金調達の円滑化などを重要な目的としていることから、この趣旨に反する利用がなされた場合の手当ても、別途検討が必要と考えており、関係省庁をはじめ、関係者におかれては、検討をお願いしたい。

本意見は、引き続き法制審議会電子債権法部会において、銀行界をはじめ広く実務界の意見を十分汲み取っていただいたうえで、利用者、さらには管理機関の目線に立った慎重な審議を進めていかれることを切に願うものである。

以上の問題認識、基本姿勢を踏まえ、以下のとおり、全銀協としての意見を申しあげる。なお、中間試案は、広範な領域に言及するものであり、本意見書において特段意見を申し述べる事項以外の論点については、基本的に賛成するものである。

1. 電子登録債権の発生・譲渡等の要件等としての意思表示(試案第1・2(1))

- ・ 現在の銀行実務を踏まえ、電子債権の積極的かつ幅広い利用を想定したビジネスモデルを前提に、手形代替手段としての活用も見据えた制度設計を考えると、債務者側の単独行為により発生・譲渡等が行われるようにすべきであるとの観点から、B - 2案を強く支持する意見があった。
- ・ なお、債務者・債権者あるいは譲渡人・譲受人の合意は要するとの観点等からは、A - 1案～B - 1案を支持するとの意見もあった。

- ・ 本提案に関しては、銀行界では、意見を統一することができなかった。これは、本意見書冒頭でも述べたように、銀行界においても複数のビジネスモデルを前提として、電子債権の利用について、様々な立場から検討されていることに起因している。したがって、ここでは、本提案については、必ずしも全国銀行協会として統一的な見解を示すものではない。しかし、一定の方向性については、私どもの検討においても明らかになっており、そのことを意見書において示すことは、今後の電子債権法制の検討、また法制化後の具体的な利用において有益と考える。
- ・ 上述の困み意見前段に示すとおり、現在の銀行実務を踏まえて、中小企業の利用の比重の高い手形の代替手段として電子債権のビジネスモデルを描き、幅広い利用を期待する立場からは、B - 2案を強く支持する意見が示されている。現行の手形実務において、多くの手形を毎月振り出している債務者は、

まず手形を振り出す前に支払通知書を債権者に渡し、「今月は現金 %、手形 %」というような通知をし、その内容に従って手形を郵送する、というようなことが行われているが、ここでは、手形振出の手続について債権者の能動的なアクションを必要としていない。これは、B - 2 案でいう債務者の申請だけで発生させることと同様の手続になると考える。一方、A - 1 案～B - 1 案では、必ず債権者側からも手続上一定のアクションを要することになり、債権者が債務者の要請に応じて申請等の手続を行わない場合には、そのために債務が確定せず、支払手続が順調に進んでいかないというケースも考えられる。また、手形発行のデータを、振出日の4～7営業日前までに債務者が登録することになっているが、A - 1 案～B - 1 案のように債権者の意思を確認しないとイケないとなれば、債権者が数十社、数百社となると、短時間で債権者の意思を固めることは難しく、実務的にはとても厳しい。できるだけ、幅広いビジネスを取り込めた方がよい。電子債権のより広範な利用を考えれば、A - 1 案～B - 1 案の方式も排除しないB - 2 案が望ましく、逆にA - 1 案～B - 1 案では、上記のようなB - 2 案を採用することで可能な電子債権ビジネスを取り込むことが難しくなる、との見解である。

- ・ なお、手形的な電子債権の利用ニーズを踏まえB - 2 案に賛成する意見には、中小企業等の利用者保護にも配慮すべきと付言するものもあった。すなわち、中小企業者の資金調達の円滑化（大企業（債務者）が下請企業（債権者）に対する優越的な立場を利用し支払期日直前まで発生登録をしないこと等の抑止や、自らの債権の電子登録債権化を望まない中小企業者（債権者）の保護等）が十分に図られる仕組みとする必要がある、とするものである。
- ・ A - 1 案～B - 1 案を支持する意見としては、債権者・債務者、譲渡人・譲受人それぞれ両当事者の契約を要するとの意見、合意は要しないが申請は当事者双方で行うことを要するとの意見、また、債権者の利用ニーズを踏まえて、債権者の関与が必要とする意見などもあった。

2 . 意思の不存在・意思表示の瑕疵と第三者保護（試案第1・2(2)）

電子登録債権にかかる意思、意思表示に関し、民法の意思表示規定に関する無効、取消しを善意・無重過失の第三者に対抗できないとする提案を支持する。ただし、「強迫」については、提案の取扱いに含めないことよい。

- ・ 電子登録債権制度の趣旨が、金銭債権の流動性を高めることによるファイナンスの円滑化であることに鑑みれば、民法の特則を設けることは妥当であると考えられる。なお、強迫については、意思表示を行った者の帰責性は低いこと

から、第三者保護規定を設けないことで構わない。

3．電子登録債権と原因関係等（試案第1・3）

（注2）（試案4頁）

原因債権と電子登録債権が併存する場合の取扱い（試案第1・3（注2））については、特段の規定は設ける必要はなく、当事者の意思に委ねるのがよいと考える。

- ・ 何も規定は設けない方がよい。電子登録債権は原因債権とは別個の債権であり、法律で行使の優劣を判断すべきではない。原因債権の消滅の判断は当事者間の合意に基づくべきであり、本法制で拘束することは多様な運用を妨げ、弊害となることも考えられる。

4．電子登録債権の登録のあり方（試案第1・4(1)）

中間試案に示された登録のあり方（a～e）について、基本的に賛成する。なお、具体的な利用にあたっては、一定の配慮をお願いしたい。

- ・ （dについて）「各電子登録債権ごとに区分して登録原簿を作成」とされている点について異論はないが、管理機関における登録原簿のファイル管理のあり方、登録原簿のデータ・フォーマット等については、当該電子登録債権に関わる金融機関の債権管理の実務等に照らし、法律にもとづいたうえで、各管理機関が柔軟に対応、処理できるようにしていただきたい。
- ・ （eについて）登録原簿の記録媒体については、光ディスクやメモリー化などテクノロジーの進歩を想定し、「磁気」ディスクに限定しない電磁的な方法による記録としてほしい。

5．電子登録債権における不実の登録の訂正（試案第1・4(2)a）

- ・ 不実の登録について、利害関係を有する第三者がある場合でも、一定の条件のもとでは、当該第三者の同意なしで訂正可能とすべきである。
- ・ 不実の登録の管理機関による訂正の場合、管理機関は当事者に通知すべきである。ただし、軽微な登録ミスの訂正については、通知不要の場合も認めるべきである。

- ・ （同意なしの訂正について）管理機関業務の実務を想定した場合、利害関係

を有する第三者がある場合でも、申請内容と異なる登録がなされている場合は、当該第三者の同意を得ずに管理機関が自らの権限で訂正可能とすべきである（銀行業務において伝票と異なる登録をしてしまった際の訂正と同様）。ただし、ユーザーからの信頼性を重視する観点では、何らかの同意や通知を行うべきとの意見もあり、利用者保護の観点と合わせ、引き続き十分な検討が必要と考える。

- ・（管理機関による通知について）実務的には、通知するのは自然な流れであり、原則は通知すべきと考える。ただし、字体が異なる等軽微なものや、ケース（申請の内容と異なる登録がされている場合）では、関係当事者の認識と訂正後の内容は同一となることから、予め業務規程等で限定された範囲で、通知不要のケースも考えられる。

6．登録の権利推定効（試案第1・4(4)）

中間試案の提案どおり、登録原簿上の電子登録債権の債権者に関する権利推定効は必要である。

- ・ 電子登録債権制度の趣旨は金銭債権の流動性を高めることにあり、本規定で定める権利推定効は必要である。

7．登録についての管理機関の責任（試案第1・4(5)(6)(後注)）

不実の登録に関する電子債権管理機関の責任について

無過失責任とすることには反対する。[ただし、管理機関がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りではないものとする]程度の責任限定は、最低限必要である。

申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関の責任について

当該登録をした管理機関の不法行為責任については、特段の規定を設けず、民法の規定によるとするA案に賛成する。

申請者の行為能力の制限、意思表示の瑕疵等を看過した登録による管理機関の責任について

特段の規定を設けず、民法の一般原則に従う結果、管理機関は原則責任を負わないとの提案に賛成する。

不実の登録に関する電子債権管理機関の責任について

- ・ 電子的手段を採用する以上は、いかにシステムのセキュリティレベルを高めても、ハッキング等を完全に防止することは困難。申請がきちんとなされていても、ウィルスが付着している可能性もあり、不実の登録といっても、意図的なものとそうでないものがある。すべて無過失責任とするのは管理機関にとっては酷であり、仮に無過失責任を負うとした場合、管理業務に参入する合理性を確保できず、管理機関の担い手が現れなくなる可能性がある。したがって、管理機関が自らの無過失を証明した場合には責任を負わない、とすることが適当である。
- ・ 「[不可抗力によることを]」については、不可抗力の範囲は不明確であり、かつ厳格な適用が想定されるところ、前述のセキュリティ上の問題なども考えると、事実上無過失責任と同様の過重な責任を負わされる可能性がある。また、いったん管理機関に責任を負わせ、保険でカバーすればよいという意見もあるが、大数の法則がはたらかない初期の段階では、リスク判断ができないことから、支持することはできない。

申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関の責任について

- ・ 申請権限を有する者のパスワード管理体制がずさんであったために、無権限者によって申請がなされる等、容易にどちらに責任があるのかわからないことが考えられ、個別に判断すべきである。ユーザーの運用（登録行為）が管理機関の支配領域外で行われることや、手形代替の場合、登録発生件数が極めて大量となることを踏まえると、法律上一方的に管理機関の過失を推定するというB案や、無過失責任とするC案は、管理機関の責任が過重である。よって、A案を支持する。

申請者の行為能力の制限、意思表示の瑕疵等を看過した登録による管理機関の責任について

- ・ （後注）について、登録により電子的に発生する電子登録債権について、實際上、電子的に意思表示を行った者の行為能力や意思の存在を、管理機関が確認することは不可能であることから、中間試案の提案に賛成する。

8．発生登録手続における必要的申請事項 - 共同相続の取扱い（含、変更登録手続における取扱い）（試案第2・2(1)aおよび第6・2(1)c）

債権者の共同相続の場合の取扱い

「試案第2・2(1)a（注）」の債権者の共同相続の場合について可分債権とするA案を支持する。

共同相続が生じた場合の変更登録手続の取扱い

債権者相続の場合、相続人全員による変更登録の申請を要するB案、C案のいずれかに賛成する（実務的にはC案がのぞましい）。

債権者の共同相続の場合の取扱い

- ・ 債権者複数の場合の共同相続では、実務上、可分債権が前提であり、その余地を残すことが妥当。金融機関としては、極力相続のトラブルに巻き込まれるのを避けるために、可分債権であっても相続人全員から署名捺印をもらっている。また、事業性個人が債権者である場合は、その債権を誰が引き継ぐかが問題となり、分割される可能性は低いし、また、一般個人が債権者となる場合もあまりないので、実務上の支障はほとんどないものと考えられる。

共同相続が生じた場合の変更登録手続の取扱い

- ・ 上記にも述べた実務を踏まえると、電子債権管理機関が共同相続を巡る紛争に巻き込まれないようにするには、A案は不適と考える。

9．発生登録手続における法定の任意的申請事項（試案第2・2(1)b）

基本的には、中間試案に賛成する。ただし、シンジケート・ローンへの活用を検討している立場から、「保証・確約事項」を法定の任意的申請事項として追加してもらいたいとの意見があった。

- ・ 列挙された法定の任意的申請事項以外にも、以下の事項を法定の任意的申請事項として追加していただきたい。すなわち、シンジケート・ローンにおいては、契約で、債務者が債権者に対し、一定の事由を保証・確約するのが一般的である。シンジケート・ローンを電子登録債権制度に取り込んだ場合には、かかる「保証・確約事項」は電子登録債権の内容であることから、かかる事項も法定の任意的申請とすることを要望する。

10．発生登録手続における法定の任意的申請事項 - 善意取得及び人的抗弁の切断に関する事項（試案第2・2(1)b）

善意取得・抗弁切断の規定を適用しない旨の登録を申請できないとするC案支持が多数であった。ただし、利用ニーズを踏まえてA案を支持する意見もあった。

- ・ 手形と同様、電子登録債権上の債権者の権利、並びに電子登録債権流通促進の観点から、C案を支持する意見が多数であった。C案支持の意見としては、次のような指摘がなされていた。電子登録債権の趣旨が金銭債権の流通性を高めることにあることを勘案すると、任意的申請事項として善意取得・人的抗弁切断規定の不適用を登録することは認めるべきではなく、A案、B案は不相当と考える。仮にA案、B案を許容した場合、電子登録債権自体に対する法的な認識が曖昧となり、債権者や譲受人が誤った認識を抱く可能性がある。実際に、善意取得や人的抗弁の切断が適用されないようにしたいのであれば、電子登録債権化せずに、指名債権のままとしておくべきである。
- ・ 他方、善意取得・抗弁の切断は当事者のオプションとすることも実務上は想定しうるものと思われることから、A案を支持する意見も強く主張された。A案支持の理由としては、次のような指摘が挙げられていた。手形における裏書禁止裏書の場合は、事後の移転を指名債権譲渡の方式で行うとされており、電子登録債権においても、譲渡禁止まではしないが、指名債権ならびに善意取得、人的抗弁の切断の流通保護を必要としない利用ニーズもある。例えば、個別当事者間の金銭消費貸借約定を電子登録債権とすることで、電子登録債権における一定のメリットを享受したいという利用ニーズも考えられる。こうした利用ニーズを踏まえ、善意取得、人的抗弁の切断は原則適用しつつ、当事者の意思によりこれを排除することも認めるべきである。

11．電子登録債権の自由譲渡性（試案第3・2）

全面的な譲渡禁止特約を認めないA案を支持する意見が多数であった。他方、現行の実務慣行を踏まえ全面的な譲渡禁止特約の付された取引も電子登録債権として取り込めるようにしておくべきとの観点から、B案を強く支持する意見もあった。なお、A案を支持する意見も、全面的でない譲渡禁止特約については認めるべきとの意見で一致していた。

- ・ 全面的な譲渡禁止特約を認めないとするA案が多数であった。A案支持の理由としては、電子登録債権制度が中小企業の資金調達の円滑化を目的として

いることなどを背景として、資産流動化の観点から、全面的な譲渡禁止特約を認めるべきではない、同特約が付された電子登録債権については金融機関への譲渡（手形割引的な活用）も出来なくなり、譲渡禁止特約を付すことを希望する債務者も、債権者が金融機関に割り引いてもらうことまで否定しないものと考えられ、手形代替との期待感からすればA案が妥当であって、汎用性が高まり、電子登録債権を活用した金融商品の開発がされやすく、マーケットの活性化につながる、といった指摘があった。

- ・ 他方、B案を強く支持する意見も示され、この意見の理由としては、譲渡禁止特約に関し、「現在の指名債権を用いた資金調達の阻害要因となっている」「譲渡の確実性・信頼性の高い制度にすべき」等の考え方に対し理解は出来るものの、当事者の意思（好ましくない者を債権者にしたくないという債務者の意思等）を電子登録債権制度においても尊重すべきである、譲渡禁止特約を認めない場合、電子登録債権が用いられる場面が限られてしまい、制度自体あまり利用されない恐れもあり、譲渡禁止特約を認めるべき、との指摘があった。
- ・ なお、A案を支持する意見においても、一致して、当事者間のみでの電子債権登録債権の利用を想定したビジネスモデルも想定できるため、譲渡禁止特約自体の禁止は妥当ではないとの指摘がなされている。ここでは、例えば、譲渡対象をグループ会社内に特定したEDI的な利用や、金融機関のみを譲渡対象とした譲受人の資金調達への活用等が想定され、原債務者の権利保護についても、（注2）の内容により手当て可能である、との意見が示されていた。

12．譲渡登録手続における法定の任意的申請事項（試案第3・3(1)）

電子登録債権の一部を譲渡する場合の法定の任意的申請事項である「八 譲渡回数制限がある場合の残回数」は削除すべきである。

- ・ 譲渡人が譲渡段階で的確に残回数を把握できない場合（ほぼ同時に同一債権を基とする分割後債権をそれぞれ譲渡する場合）や、譲渡人の錯誤等も想定されることから、管理機関が自動的に更新・処理した方が妥当である。申請事項とはせずに、管理機関であらかじめ譲渡の回数を系統的に決め、自動的に処理できるようにした方が実務上簡便である。

13 . 譲渡登録の効力 - 善意取得・人的抗弁の切断 (試案第 3 ・ 4 (2) および (3) a)

中間試案の善意取得に関する提案および人的抗弁の切断に関する原則的な取扱いの提案に賛成する。

- ・ 電子登録債権制度の趣旨が金銭債権の流通性向上にあることから、善意取得制度および人的抗弁の切断に関する制度は必要である。

14 . 人的抗弁の切断の例外 (試案第 3 ・ 4 (3) b)

人的抗弁の切断の要件を主観的事由 (債務者の善意) にかからしめる A 案に賛成する。

- ・ 原則の趣旨を踏まえれば、譲受人の主観をもってのみ対抗の可否を判断すべきである。B 案の場合、例外規定としては運用面で余りにも種類が多様となるおそれがあり、登録すればすべて人的抗弁として対抗しうるとすることは、原則と例外が逆転する可能性があり、電子登録債権制度の趣旨を達成できないおそれがある。

15 . 支払期日後の譲渡登録 (試案第 3 ・ 2 (5))

デフォルト債権の取扱いにかかる実務ニーズから、支払期日後の譲渡登録においても、善意取得・抗弁切断の規定を適用すると A 案を支持する意見がある一方で、支払期日後の債務者と債権者とのバランスを考量のうえ、ここでは債務者保護を優先すべきとして B 案支持の意見もあった。

- ・ 本事項については、様々な実務における債権取扱いの状況から意見が示された結果、両論併記としている。
- ・ A 案を支持する立場からは、支払期日後に、デフォルトになった電子登録債権を譲渡し、現金化を図るニーズは否定できないので、支払期日後の流通の余地を残しておきたい、というものである。
- ・ 他方、B 案を支持する意見としては、支払期日後に電子登録債権の譲渡を受ける以上、譲受人も相当の注意を払って調査すべきであり、通常の譲渡の場合と同様に取引の安全性を保護する必要はない、としている。なお、B 案支持の意見では、長期分割弁済の場合の支払期日は、約定弁済日ではなく、最終期日であると認識しており、期中の一部弁済に係る支払日は、本件に係る

「支払期日」ではないと考えるとの強い指摘があった。

16. 支払免責（試案 15 頁）

支払免責について、支払をした者の主観的事由にかからしめる A 案に賛成する。

- ・ 支払をする債務者が悪意・重過失の場合まで保護するのは、真の債権者等の利益を不当に害することになるため、B 案は相当ではない。

17. 支払等の効力と支払等登録との関係（支払を受けた債権者以外の者との関係）（試案第 4・3(2)）

支払等登録がなされていない場合の弁済の抗弁を人的抗弁とする中間試案に賛成する。

- ・ 支払期日前の支払を認める以上、支払等登録がされていない登録原簿を信頼して電子登録債権を支払期日前に譲り受けた第三者を保護する必要がある、人的抗弁として取り扱うとする本規定は妥当である。

18. 管理機関による支払等登録（試案第 4・4）

当事者の申請による支払等登録について
一部支払の登録は拒絶できるものとされたい。

当事者の申請によらない支払等登録について
本案は、同期性確保の手段としては、有用であると考え。また、「送金手続」の内容については、業法との関係など現行法制度の枠組みに十分に平仄がとれているかどうかの観点から、慎重に検討いただきたい。

当事者の申請による支払等登録について

- ・ 本来、支払等登録は債権債務関係の消滅や電子登録債権の法定代位等を認識するために実施されるもの。一部支払では上記いずれにも該当しないため、一部支払による債権債務金額の減額を双方認識の上、変更登録によって処理すべき。一部支払の登録を拒絶できないと、システム上相当の負担になる。

当事者の申請によらない支払等登録について

- ・ 電子登録債権の支払等と支払等登録を同期的に実行することは、電子登録債権制度の信頼性や安定性を確保するうえで重要である。したがって、中間試案において、管理機関の職権により支払等登録が可能とされる提案には、賛成するものである。
- ・ 他方で、職権による支払等登録を、電子債権管理機関に一律に認めるかどうか、管理機関のあり方を踏まえて慎重に判断されるべきであろう。中間試案では、「管理機関が電子登録債権の支払に係る送金手続をする場合」とされており、この「送金手続」の仕組みは、補足説明によると銀行等の為替業務を行う金融機関の業務ないしシステムを想定したものと考えられる。したがって、中間試案において提案された、管理機関による職権抹消の仕組みを利用した「同期性」の確保手段は、管理機関業務を行う者によって可否が判断されるように思われる。この「送金手続」の意味、方式、管理機関の関与のあり方等は、金融審議会において審議されるとのことであるが、いずれにしても、この問題は、為替業務や決済資金を取り扱う金融機関を規制する現行の諸法規に照らし、利用者保護の観点で著しく均衡を欠くような制度とならぬよう、十分かつ慎重な議論がなされるよう強く期待する。
- ・ なお、支払等登録義務を負うとした場合、補足説明にあるように管理機関が仕向銀行として送金手続を行ったようなケースでは、債権者の口座に入金されたか否かを即座に認識できるわけではない。したがって、中間試案の注書きにあるような、「管理機関が、送金手続と当事者の申請によらない支払等登録の同期性を確保するために、業務規程で支払期日後一定期間のみについて譲渡登録を禁止することもできる」とする点については、このような取扱いを認めていただきたい。

19．電子登録債権の消滅時効（試案第4・5(3)）

時効期間3年とすることで、問題ない。

- ・ 手形と同様に3年とすることで、実務上支障はないと考える。
- ・ 支払期日から3年経過して消滅時効が成立した後も、管理機関がずっと（消滅した電子債権の）管理を負うことになるという実務上の支障が想定される。支払いをしていない状況ではあっても支払等登録をする等の定めは必要と考える。

20．登録保証の利用ニーズについて（試案第5）

事業法人のニーズとしてはあり得るので、制度上の手当てを要望する。

- ・ 現行の、一括決済方式では、流通面で手形のような裏書機能が劣っており、手形裏書の代用、発生登録時における信用力付与の観点から、譲受のときに保証をつけてもらいたいということは、事業法人のニーズとしてあり得ると考えられる。

21．登録保証の独立性（試案第5・3(1)）

独立性は、例外なく認めるべき。

- ・ 流通性を高めるためにも、手形保証と同様に独立性を認めるべきである。

22．変更登録手続における申請権者（試案第6・2(1)）

原則的取扱い

変更登録は、当該変更日における利害関係を有する債権者と債務者（登録保証人、質権者が存在する場合はそれらを含む）が申請すればよいのではないか。

改名等の場合の取扱い

登録原簿に記録された者による単独申請との中間試案の提案に賛成する。

一般承継人の変更登録と譲渡登録の申請の関係

債権者の一般承継人に関しては、変更登録することなく譲渡登録できるとの中間試案の提案に賛成する。

原則的取扱い

- ・ 電子登録債権の内容を変更する場合（シンジケート・ローンの場合の支払期日の繰延べ等）、発生登録の変更になると考えられるが、当該電子登録債権が転々流通していた場合は、発生登録時の債権者は、当該変更登録になんら利害関係を有さないと考えられる。それにも関わらず、変更登録において「登録の当事者」が申請権者となり、共同申請が必要とされるのは非常に不自由であり、現実的にそのような取扱いをすることは考えにくい。

改名等の場合の取扱い

- ・ 任意で契約書の内容を登録することもあり、契約書によっては、当事者の一方のみに関わることもある。このような権利関係に影響がない事項であって、管理機関が業務規程で定めたものは単独申請とすべきである。

一般承継人の変更登録と譲渡登録の申請の関係

- ・ 相続が発生したときは関係者も多数に及び、できるだけ簡単に処理したいというニーズがあり、また、登録に伴うコストの問題もあるので、可能性としては、一般承継人名義への変更登録を経ることない譲渡登録も認められてよいのではないかと。

23．質権（試案第7・1）

質権の設定方法については、中間試案の内容に特段の異論はなく、賛成する。

- ・ 補足説明 93 頁において「管理機関が予定するビジネスモデルによっては質権を利用することはほとんどなく～」との言及については、シンジケート・ローンが日本銀行の適格担保として利用される場合は質権設定されることもあり、実務上の利用可能性はあると考えている。
- ・ なお、試案第7・1(2)の「質権設定登録手続」の「a．当事者の申請」のうち、「管理機関が業務規程で定める事項の範囲」の例示として、補足説明 95 頁以下において、「質権者の支払先口座」が指摘されているが、「被担保債権の弁済期前に質権の目的債権の支払期が到来した場合に債務者に弁済金を供託させる」といった事由も必要的申請事項の一つとして考えられ、検討をお願いします。

24. 登録原簿等の開示（試案第7・3）

登録事項を開示請求できる者

登録事項の開示の対象としては、開示請求者自身が当事者となっている（あるいは当事者となっていた）時点の情報に限定すべきである。a、cについては、電子登録債権の開示を請求することについて「正当な理由」がある者に限定すべきである。

申請に関する書面等についての開示

申請に関する書面等についての開示についての有用性は理解できるが、一方、実務的には、電子データのまま開示を受けたいというニーズもあり、電子登録債権管理機関に対応を任せることでよいのではないかと考える。

登録事項を開示請求できる者

- ・ 登録原簿の開示目的は、自身の債権（債務）情報の確認であるので、開示請求者自身が当事者ではない時点の情報（譲渡履歴等）の開示請求や、不正目的の開示請求、利害関係を有しない者の情報の開示請求は回避すべきである。
- ・ 特に譲渡履歴の問題については、譲渡した後の履歴を、利害関係のない前の債権者等が見られるということ、転々譲渡した後に、譲受人が利害関係のない前の債権者等の情報まで見られるという2つの問題がある。自らがその時点で直接利害関係はなくとも、譲渡登録の履歴をすべて容易に参照できることとなり、特にシンジケート・ローンの投資家における利用に支障が生じると考えられる。よって、(1)、(2)ともに、その請求時において、開示を請求することに相当の「正当な理由（利害関係）」がある者に限定すべきではないか。取引履歴を意味もなく、開示する理由もないものとする。
- ・ また、上記と同様の観点から債務者に対しても「開示請求時点での譲受人」のみを開示すべきで、譲渡履歴等の開示は回避すべきである。ただし、不実の登録が行われた際の真の債権者の閲覧権利を保護するための、何らかの措置や対応についても十分な検討が必要と考える。
- ・ a、c以外の者に対しても、業務規程に規定することで、c以外の開示の範囲（譲渡登録の履歴を除外）を限定できるようにしていただきたい。
- ・ 譲渡登録の履歴（譲渡契約の相手方＝直近の債権者を除く）は開示対象から除外して、譲受人に債権の内容を開示する形を認めていただきたい。

以上